

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号口中「日」の下に「（第二条の三及び第二条の四において「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）」を加える。

第二条の三第三号中「子が一歳六か月に達する日」を「子の一歳六か月到達日」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）
第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

第三条第六号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。